第三編第七章中第百二十条の次に次の一条を加える。

（米国基準で作成する連結計算書類に関する特則）

第百二十条の二　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第九十五条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第十一号）附則第三項の規定により、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができるものとされた株式会社の作成すべき連結計算書類は、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができる。この場合においては、第一章から第五章までの規定により第六十一条第一号に規定する連結計算書類において表示すべき事項に相当するものを除くその他の事項は、省略することができる。

2　前項の規定による連結計算書類には、当該連結計算書類が準拠している用語、様式及び作成方法を注記しなければならない。

（会社計算規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　会社計算規則の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成十四年内閣府令第十一号）附則第三項又は」及び「若しくは第三項」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定（会社法施行規則第四条第一号の改正規定に限る。）は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月二十四日）から施行する。

（会社法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定（会社法施行規則第四条第一号の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の会社法施行規則（以下「新会社法施行規則」という。）の規定は、平成二十五年四月一日以後に開始する事業年度の初日から適用し、同月一日前に開始する事業年度については、なお従前の例による。ただし、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度の初日（同月一日からこの省令の施行の日の前日までに開始した事業年度については、この省令の施行の日）から、新会社法施行規則の規定を適用することができる。

2　第一条の規定による改正前の会社法施行規則（以下「旧会社法施行規則」という。）第四条の規定により子会社に該当しないものとされた特別目的会社を前項ただし書の規定により新会社法施行規則の規定を適用することにより連結の範囲に含めた事業年度（平成二十三年四月一日からこの省令の施行の日の前日までに開始した事業年度に限る。以下この項において同じ。）に係る計算書類及び連結計算書類は、当該特別目的会社が当該事業年度の初日に子会社であったと仮定して作成することができる。

3　旧会社法施行規則第四条の規定により子会社に該当しないものとされた特別目的会社を初めて連結の範囲に含めた事業年度における当該連結の範囲の変更は、会計方針（会社計算規則第二条第三項第五十八号に規定する会計方針をいう。）の変更とみなして、会社計算規則第百二条の二第一項（第三号並びに第四号イ及びハを除く。）の規定を適用する。この場合において、同項中「次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）」とあるのは、「次に掲げる事項及び当該事業年度の期首における利益剰余金に対する影響額（これらのうち重要性の乏しいものを除く。）」とする。

（会社計算規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の会社計算規則（以下「新会社計算規則」という。）第百二条第一項第一号の規定は、平成二十五年四月一日以後に開始する事業年度に係る計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係るものについては、新会社計算規則の規定を適用することができる。

告　示

○金融庁告示第百十六号

カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェールより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に定める日本における代表者の氏名及び住所の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十一月十六日

金融庁長官　畑中龍太郎

日本における代表者の氏名及び住所	草鹿　泰士 東京都世田谷区深沢四丁目十二番二十二―一〇一号

○消防庁告示第十二号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の四第一項第一号の規定に基づき、左記の者を防炎表示を付する者として登録したので、同条第七項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年十一月十六日

消防庁長官　久保　信保

AE―③―1147	株式会社オノデラサイン
AE―⑪―1148	伸興化成株式会社
AE―㉗―1149	山本　忠昭
AE―⑰―1150	株式会社塗装館エス・エス
C―㉓―7068	山勝染工株式会社
CDE―㉓―7067	有限会社舞台工房加藍堂
E―㉚―43953	切畑　仁志
E―⑬―43954	株式会社インテリア山田
E―㉓―43955	株式会社エムシーサポート
E―㉗―43956	株式会社リクロスコーポレーション
E―㉗―43957	株式会社ミュウ・ヴィーヴル
E―㉔―43958	山口　英司
E―⑪―43959	有限会社インテリア藤武
E―㉗―43960	フレックス工業株式会社
E―⑬―43961	株式会社家具の日生社
E―⑬―43962	矢部　光男
E―⑨―43963	坂田　陽一
E―⑪―43964	株式会社アイエスフロアハウジング
E―㉗―43965	株式会社建築総合サービス勢運
E―⑬―43966	株式会社ベスト
E―⑫―43967	有限会社たけしま
E―⑬―43968	有限会社キャピーチョップ
E―㉗―43969	株式会社池森装飾
E―㉓―43970	吉武　津世志
E―⑬―43971	斉藤　知宏
E―⑭―43972	株式会社長島美創
E―②―43973	有限会社やまぐちインテリア
E―⑬―43974	牧装飾株式会社
E―⑬―43975	ＦＣＩプロダクツ株式会社
E―④―43976	有限会社オガタ内装
E―㉗―43977	株式会社オーツーコーポレーション
E―⑬―43978	株式会社ルヴァン
E―④―43979	佐藤　潤一
E―㊵―43980	花田　英孝
E―⑪―43981	有限会社創幸産業
E―⑭―43982	デコジャパン株式会社
E―㉒―43983	有限会社トータルインテリアタダチ
E―⑨―43984	株式会社ヤマナカ内装
E―㊳―43985	関谷　力
E―㉚―43986	山西　啓裕
E―⑱―43987	福井太陽株式会社
E―⑬―43988	有限会社ライフ・インテリア清水
E―⑤―43989	東屋　浩
E―㉘―43990	株式会社ＰＡＬ　ＤＥＳＩＧＮ
E―㉓―43991	田中　孝治
E―㉓―43992	和田　信治
E―⑭―43993	ルッキーナ株式会社
E―㉒―43994	株式会社黒川
E―㉓―43995	山本　一彰
E―⑱―43996	福井葬祭布株式会社
E―㉖―43997	京都のれん株式会社
E―㉘―43998	株式会社西播テント工業
E―⑧―43999	有限会社中山インテリア
E―㉓―44001	ファイブスター株式会社
F―⑫―1296	吉松マテリアル株式会社
F―⑬―1297	株式会社大竹興業
F―㉘―1298	株式会社せーとく
F―㉗―1300	Ｇ．Ｇ．ホールディングス株式会社
F―㉗―1303	日本製図器工業株式会社
FE―⑬―1295	株式会社古典建築研究所
FE―㉗―1299	ジーエー株式会社
FE―㉗―1301	西尾レントオール株式会社
FE―⑰―1302	三和物産株式会社